

(写)  
3 西教学第 1601 号  
令和 4 年 3 月 31 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 佐 藤 公 男 殿

西東京市教育委員会  
教育長 木 村 俊 二  
(公印省略)

令和 3 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

令和 3 年 8 月 25 日付 3 西監第 77 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度末に翌年度分となる郵券の購入が見受けられた。</p> <p>法令にのっとり適正な予算の執行を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>指摘事項については、課内職員で情報共有するとともに、郵券の購入に当たっては、計画的な購入及び適切な管理を徹底し、法令にのっとり適正な予算の執行を行うよう周知・徹底した。</p>